

## 「島根県地域福祉支援計画第二次改定版（素案）」に対する 意見募集（パブリックコメント）の結果について

「島根県地域福祉支援計画第二次改定版（素案）」について、平成27年11月10日から平成27年12月15日までの間、県民の皆様から御意見を募集しました。お寄せいただいた御意見及びこれに対する県の考え方について、以下のとおりです。御意見をお寄せいただいた皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

No.	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
①	<p>今後の福祉にはボランティアの力が欠かせないと思いますが、それを促進するために無料の個人ボランティアによる活動にはポイントを進呈するのはいかがか。すでに他の自治体で実施されているところもある。</p>	<p>御指摘のとおり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域福祉の担い手の一人であるボランティアの力は非常に重要です。</p> <p>御提案いただきました個人ボランティア活動のポイント制につきましては、県内の市町村において、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防事業の取り組みとして実施されているところもあり、県としてもこうした取り組みの周知に努めてまいります。</p> <p>また、本県では、地域住民がボランティア活動に参加しやすくなるような環境づくりを進めている島根県ボランティア活動振興センターを支援しています。</p> <p>今後も、地域住民によるボランティア活動が盛んに行われるよう推進してまいります。【2-3① P43～P45】</p>
②	<p>福祉サービス第三者評価は具体的にどのように推進していくのか。</p>	<p>平成24年度から社会的養護関係施設の第三者評価受審が義務化されたことに続き、平成27年度からは保育所の第三者評価受審が努力義務化されました。こうした制度改正後の受審状況などを踏まえ、今後更なる受審促進策を検討していきます。【1-5②P36】</p>
③	<p>福祉サービス第三者評価に係る評価調査者の養成研修は、受講者が少ない状況であり、隔年実施にするなど研修の在り方を見直す必要があるのではないか。</p>	<p>評価調査者の養成研修は、評価が努力義務となった保育所の今後の受審状況も踏まえ、効果的な実施の在り方を引き続き検討していきます。【1-5②P36】</p>

No.	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
④	<p>島根県福祉人材センターと連携する機関として「ナースバンク」とあるが、「ナースバンク」は仕組みなので、機関名である「ナースセンター」に修正してはどうか。</p>	<p>御指摘の通り修正しました。【2-2①P41】</p>
⑤	<p>介護福祉士養成修学資金貸与事業を行っているのは、「島根県社会福祉施設経営者協議会」ではなく「島根県社会福祉法人経営者協議会」が正しい。</p>	<p>御指摘の通り修正しました。【2-2①P41】</p>
⑥	<p>島根県福祉人材センターが行っている職場研修サポート事業による職場への講師派遣は、小規模事業所以外も対象として実施されているので、「小規模事業所等」に修正してはどうか。</p>	<p>御指摘の通り修正しました。【2-2②P42】</p>
⑦	<p>島根県福祉人材センターにおける研修機能の充実を図るための取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉サービス事業経営者を対象とした研修の充実」とあるが、この研修は島根県福祉人材センターが独自に実施しているものであり、県の取組みとして研修の充実という表現は適切ではない。</li> <li>・職場研修を実施する各事業所に対する「研修技法の開発・紹介」は、これまで全国的にもなされてきており、研修への技術的な助言という表現に修正してはどうか。</li> </ul>	<p>御指摘を受け、「福祉サービス事業経営者を対象とした研修への支援」に修正しました。【2-2②P42】</p> <p>御指摘を受け、「研修内容への助言」に修正しました。【2-2②P42】</p>